

## 区民活動情報サイト管理運営要綱

制定	平成22年7月5日	要綱第96号
改正	平成23年4月1日	要綱第88号
改正	平成27年4月1日	要綱第219号
改正	令和3年6月10日	要綱第162号
改正	令和5年3月29日	要綱第63号

### (目的)

**第1条** この要綱は、品川区の区民活動支援をおこなうために設置する品川区区民活動情報サイトの運営について、適正な管理と効率的な運営を図るための必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) システム サイト及び機器構成をいう。
- (2) サイト ウェブページ及び情報内容等からなるコンテンツをいう。
- (3) 機器構成 システムに係わるサーバ及びネットワーク機器等をいう。
- (4) ウェブページ インターネット上に表示される画面をいう。
- (5) バナー トップページで企業等を紹介する画像をいう。
- (6) サーバ インターネットでサイトの情報送信を行うコンピュータをいう。
- (7) セキュリティ コンピュータシステムを災害、誤用及び不正な利用から守るコンピュータセキュリティをいう。

### (管理運営委員会)

**第3条** システムを適正に管理運営するため、システム管理運営委員会(以下「委員会」という)を置く。

- 2 委員会に委員長を置き、地域振興部長をもってこれに充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、地域活動課長をもってこれに充てる。なお委員長が事故等で委員会に参加できない場合はその職務を代理する。
- 4 委員会に委員を置き、次の者をもってこれに充てる。
  - (1) 広報広聴課長
  - (2) 情報推進課長
  - (3) 総務課長
  - (4) 文化観光課長
  - (5) スポーツ推進課長
  - (6) 商業・ものづくり課長
  - (7) 子育て応援課長

- (8) 高齢者地域支援課長
- (9) 公園課長
- (10) 環境課長
- (11) 庶務課長

5 委員会の会議は、必要に応じて開催するものとし、委員長が召集する。

6 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立することとし、議決事項は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

8 委員会の事務は、地域活動課協働推進係において処理する。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) サイトを管理すること。
- (2) システムのセキュリティ対策に関すること。
- (3) 団体登録等の承認、不承認に関すること。
- (4) その他、システムの管理運営に関すること。

(サイト管理者)

第5条 システムの日常の適正な管理運営を行うため、委員会にサイト管理者を置くこととし、地域活動課長をもって充てる。

(管理運営委託)

第6条 サイト管理者は、システムの管理運営を事業者等に委託することができる。

(情報掲載団体)

第7条 サイトに情報を掲載できる団体(以下「情報掲載団体」という。)は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 品川区内で活動する団体であって、原則として非営利活動団体であること。ただし、営利団体であっても、社会貢献活動を行っている団体であって、その社会貢献活動を発信する場合に限り、サイトに情報を掲載できるものとする。
- (2) 公序良俗に反する活動、法令に反する活動、宗教活動、政治活動または暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)もしくは暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある活動を行う団体でないこと。

(サイトに掲載できる情報)

第8条 サイトに掲載できる情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) サイト登録団体の紹介
- (2) イベント、募集、お知らせ情報
- (3) その他、区民活動支援に必要とされる情報

(バナーの掲載)

第9条 品川区地域振興基金への寄付を行った企業等は、品川区民活動支援企業等と

してサイトにバナーを掲載することができる。

(システムの停止)

第 10 条 サイト管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録団体の承諾を得ることなく、サイトのサービスの一部または全部を停止することができる。

- (1) サイトの定期保守、更新または停止する必要が生じたとき。
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供が困難となったとき。
- (3) インターネットを通じた不正侵入等の緊急事態によりサービス提供が困難となったとき。

2 サイト管理者は、前項の規定によりシステムを停止する場合は、緊急の場合を除きウェブページ上で周知する。

(個人情報の保護)

第 11 条 サイト管理者は、サイト運営上取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定めるところにより、その収集・保管・廃棄を行わなければならない。

(情報の保護)

第 12 条 サイト管理者が、個人情報およびパスワードを通信する場合は、暗号化を施さなければならない。

(サーバの管理)

第 13 条 サーバの管理は、次の要件を満たすものとする。

- (1) サーバの設置場所は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能なかぎり排除した場所で、固定器具等を使用すること。
- (2) サーバの急停止に備えて、電源系統・ネットワーク回線・サーバを二重化すること。
- (3) サーバ専用の部屋を設置し、施錠により入出力装置を保護できるようにすること。
- (4) 万一の災害、障害および停電等を考慮し、次の対策を講じること。
  - ① バックアップ装置を付加すること。
  - ② 無停電装置を付加すること。
  - ③ 障害認知後 24 時間以内に復旧することができるよう復旧計画を備えること。
- (5) サーバにウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス定義を適用すること。
- (6) サーバに保存しているデータについて毎日バックアップをとること。
- (7) バックアップ用データはサーバに一括して保管すること。
- (8) 必要時にバックアップデータを利用することができるようにしておくこと。

(操作記録の保存)

第 14 条 サイト管理者は、情報を更新した日から一年間、操作記録を保存しなければならない。

(セキュリティ)

第 15 条 サーバの管理にあたっては、必要なセキュリティ対策(ファイアウォールの設置等)を適用しなければならない。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 7 月 5 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。